

**地震対策の現状と  
それを踏まえた不確実な地震予測の活用の可能性の検討**

- 様々な業種における現在の地震・津波対策の状況(制度等及び事業者の具体策)とその課題を踏まえ、まず、ケース1・ケース2のような社会的な対応が始まっている場合を念頭に、不確実であったとしても地震予測を活用することの可能性の検討
- 前は、「津波避難」と「耐震対策」について検討
- 今回は、以下の施設・事業について検討
  - 地震の発生に伴い、万一の不測の事態を生ずることがあれば、周辺地域に対し非常に危険な影響を与える可能性がある施設
  - 多数の旅客等に乗せて運行を行っている事業(鉄道)
  - 地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業のうち、不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしている施設(社会福祉施設)

### 地震防災応急計画の策定が義務付けられている施設・事業者(大震法第7条第1項)

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
  - 地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの  
鉱山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
  - 不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの  
学校、社会福祉施設
  - 公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある  
地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン

## 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

## 鉄道

### <新幹線>

- ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

### <在来線>

- ア 強化地域への進入を禁止する。
- イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

## 社会福祉施設

- ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。
- ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
  - ア 家族等への引渡し
  - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送